

京都市指令文 地第135号

平成25年9月20日

特定非営利活動法人環境市民  
代表理事 杵本 育生 様

京都市長 門川 大作  
(担当 文化市民局地域自治推進室)



平成25年6月21日付けで申請のありました下記の定款変更について認証します。

### 記

#### 1 定款変更の内容

第2条, 第25条, 第30条, 第32条, 第40条, 第51条, 第52条, 第53条  
及び第57条の変更

#### 2 定款変更の理由

- ・従たる事務所の閉鎖に伴う変更
- ・理事会における電磁的方法による表決の導入に伴う変更
- ・事務局機能の明確化に伴う変更
- ・社員総会における「みなし決議」に関する規定整備
- ・特定非営利活動促進法の改正に伴う規定整備及びその他文言の整備等